

第8講 博物館の定義と学芸員の倫理規定、博物館法の改正

3105

1. 博物館の定義

1) 日本の博物館法 https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=326AC1000000285

日本の博物館法では第2条で博物館を定義している。条文を整理すると下のようになる。

(定義) 第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、次章の規定による登録を受けたものをいう。

要点は、資料の収集、保管、展示、教育的配慮、一般公衆の利用、資料に関する調査研究、機関改正された博物館法は、2023年4月に施行された。詳しくは後述。

2) ICOM（イコム [ラテン語読み] またはアイコム [英語読み]、国際博物館会議）の新定義

ICOMは博物館に関する唯一の全世界的組織。NGO（Non-Governmental Organization 非政府組織）である。公用語は仏英西の3が国語。博物館の新定義は2022年8月24日、ICOMプラハ大会の臨時総会で採択された。

原文

A museum is a not-for-profit, permanent institution in the service of society that researches, collects, conserves, interprets and exhibits tangible and intangible heritage. Open to the public, accessible and inclusive, museums foster diversity and sustainability. They operate and communicate ethically, professionally and with the participation of communities, offering varied experiences for education, enjoyment, reflection and knowledge sharing.

日本委員会仮訳 [下線部が新たに加わった内容]

博物館は、社会に奉仕する非営利の常設機関であり、有形及び無形の遺産を研究、収集、保存、解釈し展示する。一般に公開された、誰もが利用できる包摂的な博物館は、多様性と持続可能性を促進する。倫理的かつ専門性をもって、コミュニティの参加とともにミュージアムは機能し、コミュニケーションを図り、教育、楽しみ、考察と知識の共有のための様々な体験を提供する。

第26回ICOM大会がプラハにて開催されました | ICOM日本委員会 <https://icomjapan.org/updates/2022/09/14/p-3093/>

他の日本語訳

ミュージアムは、社会に奉仕する非営利の常設機関であり、有形・無形の遺産を研究し、収集し、保存し、解釈し、展示する。人々に開かれ、誰もが利用でき、あらゆる人を受け入れるミュージアムは、多様性と持続可能性を育む。ミュージアムは、倫理性と専門性をもってその運営と情報伝達を行なうとともに、コミュニティの参加を得ながら、教育、楽しみ、考察、知識共有のためのさまざまな体験を提供する。

和歌山県立近代美術館・青木加苗学芸員訳 <https://twitter.com/enakakioa/status/1561999477438816257>

【参考：昨年2022年8月までの旧定義】

イコム規約（2017年6月改訂）第3条第1項 博物館

博物館とは、社会とその発展に貢献するため、有形、無形の人類の遺産とその環境を、教育、研究、楽しみを目的として収集、保存、調査研究、普及、展示する、公衆に開かれた非営利の常設機関である

ICOM日本委員会ウェブページ pdf 427 KB https://icomjapan.org/wp/wp-content/uploads/2020/02/ICOM_Statutes_JP.pdf
ICOM Statutes As amended by the Extraordinary Executive Board on 9th June 2017 (Paris, France)

Article 3. Definition of Terms Section 1 – Museum

A museum is a non-profit, permanent institution in the service of society and its development, open to the public, which acquires, conserves, researches, communicates and exhibits the tangible and intangible heritage of humanity and its environment for the purposes of education, study and enjoyment

ICOMウェブページ pdf 427 KB https://icom.museum/wp-content/uploads/2018/07/2017_ICOM_Statutes_EN.pdf

3) ユネスコの勧告に見る博物館の定義

ユネスコ（UNESCO United Nations Educational, Scientific, and Cultural Organization 国際連合教育科学文化機関）は国際連合（国連、UN）の専門機関、国際機関である。公用語は英仏西露中アラビアの6カ国語

○博物館をあらゆる人に開放する最も有効な方法に関する勧告（1960年勧告）

和訳 <http://www.mext.go.jp/unesco/009/004/004.pdf>

原典英文 <https://www.unesco.org/en/legal-affairs/recommendation-concerning-most-effective-means-rendering-museums-accessible-everyone>

「博物館」とは、各種方法により、文化価値を有する一群の物品ならびに標本を維持・研究かつ拡充すること、特にこれらを大衆の娯楽と教育のために展示することを目的とし、全般的利益のために管理される恒久施設、即ち、美術的、歴史的、科学的及び工芸的収集、植物園、動物園ならびに水族館を意味するものとする

○ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告（2015年勧告）

和訳 https://www.j-muse.or.jp/02program/pdf/UNESCO_RECOMMENDATION_JPN.pdf 181 KB

原典国連公用6カ国語 <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000246331>

ミュージアムという語は、「社会とその発展に奉仕する非営利の恒久的な施設で、公衆に開かれており、教育と研究と娯楽を目的として人類と環境に関する有形無形の遺産を収集し、保存し、調査し、伝達し、展示するもの」と定義される

5) 近代博物館の定義の共通事項

資料の収集、保管、展示、教育、調査研究、非営利、恒久的、一般公開、楽しみ。現役の宗教施設は除外以上が戦後から現在に至る博物館の定義の共通した了解事項といえる

2. 学芸員の倫理規程

1) 倫理規定は自己規範

倫理とは「人として守るべき道。道徳。モラル」（デジタル大辞林）である。特定の職業の倫理規定とは、その職業人として守るべき道徳、自己規範であり、本来は法令や規則の上にたつ。法律や規則が外からの規制であり、文章で表現された内容がすべてであるが、倫理規定は文面を理解して自ら内容を定めていく。「守るべき内容」であるが、それに忠実であろうとすれば攻める態度も時に必要になる。

倫理規定は活動などの実践の仕方を定め誘導する。結果として定義を実現していく。

2) 他の専門職の倫理規定

(1) 図書館

博物館や学芸員より活発に議論され、内容も明確である。図書館は知る権利を保障する具体的な方法であり、読書はその人の思想や良心を表すものである。よって本の利用履歴は秘密にする必要がある。図書の選択は教育の目的である「人格の完成」(教育基本法第1条)をめざすものであり、時の政権や経済界の都合に左右されてはならない、という決意が表されている。戦前の意見表出の不自由や検閲に対する反省も加わっている。

図書館の自由に関する宣言 日本図書館協会 1954採択1979改訂 [keiei2025_8-2.pdf](#)

https://www.jla.or.jp/library_resources-_and_guidelines/statement-on-intellectual-freedom-in-libraries/

図書館員の倫理綱領 日本図書館協会 1980.6.4総会決議 [keiei2025_8-3.pdf](#)

https://www.jla.or.jp/library_resources-_and_guidelines/rinrikoryo/

Professional Codes of Ethics for Librarians <https://www.ifla.org/faife/professional-codes-of-ethics-for-librarians>

International Federation of Library Associations and Institutions (IFLA) 2012採択

日本語訳：IFLA倫理綱領 <https://cdn.ifla.org/wp-content/uploads/2019/05/assets/faife/codesofethics/japanesecodeofethicsfull.pdf>

(2) 医師

人の命を左右する医師には特に高い倫理観が求められる。金銭や好き嫌い、思想などにより命の選別が生じることは許さないという決意表明。古代ギリシアに起源を求める「ヒポクラテスの誓い」が著名である。日本語訳は『鯨の話』で有名な小川鼎三の訳がよく知られる(中公新書『医学の歴史』(小川1964)に掲載、下の訳文)。

ヒポクラテスの誓い：医師の倫理規定

医神アポロン、アスクレピオス、ヒギエイア、パナケイアおよびすべての男神と女神に誓う、私の能力と判断にしたがってこの誓いと約束を守ることを。この術を私に教えた人をわが親のごとく敬い、わが財を分かって、その必要あるとき助ける。その子孫を私自身の兄弟のごとくみて、彼らが学ぶことを欲すれば報酬なしにこの術を教える。そして書きものや講義その他あらゆる方法で私の持つ医術の知識をわが息子、わが師の息子、また医の規則にもとづき約束と誓いで結ばれている弟子どもに分かち与え、それ以外の誰にも与えない。○私は能力と判断の限り患者に利益すると思ふ養生法をとり、悪くて有害と知る方法を決してとらない。○頼まれても死に導くような薬を与えない。それを覚らせることもしない。同様に婦人を流産に導く道具を与えない。○純粹と神聖をもってわが生涯を貫き、わが術を行う。○結石を切りだすことは神かけてしない。それを業とするものに委せる。○いかなる患家を訪れるときもそれはただ病者を利益するためであり、あらゆる勝手な戯れや墮落の行いを避ける。女と男、自由人と奴隷のちがいを考慮しない。○医に関する否とにかかわらず他人の生活について秘密を守る。○この誓いを守りつづける限り、私は、いつも医術の実施を楽しみつつ生きてすべての人から尊敬されるであろう。もしこの誓いを破るならばその反対の運命をたまわりたい。

日本医師会は別に60ページ余りの「医師の職業倫理指針(第3版2016年 日本医師会)」を定めている。

http://dl.med.or.jp/dl-med/teireikaiken/20161012_2.pdf

3) ICOMの博物館倫理規定 ICOM Code of Ethics for Museums

1986年に採択、現行は2004年改訂版の「ICOM Code of Ethics for Museums, 2004」。

<https://icom.museum/en/resources/standards-guidelines/code-of-ethics/>

和訳はICOM日本委員会が「イコム職業倫理規程 2004年10月改訂(イコム日本委員会訳)」として公開。

[keiei2025_8-4.pdf](#)。 <https://icomjapan.org/wp/wp-content/uploads/2020/03/48d4e8f5473f46597746298504dc3510.pdf>

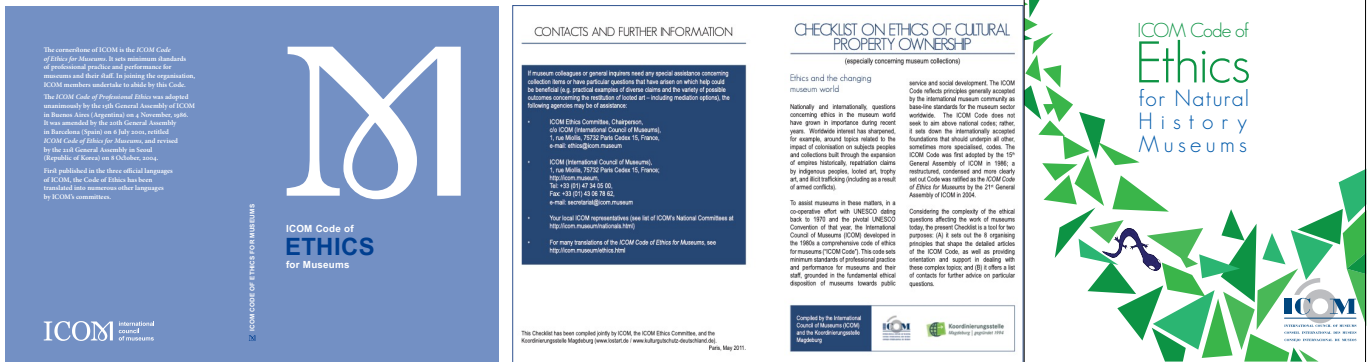
章立ては次ページのとおり。

「イコム職業倫理規程 2004年10月改訂（イコム日本委員会訳）」

1. 博物館は人類の自然・文化遺産のさまざまな側面を保存し、解釈し、促進する
2. コレクションを信託を受けて保有する博物館は社会の利益と発展のためにそれらを保管するものである
3. 博物館は知識を確立し深めるための主要な証拠を持つ
4. 博物館は自然および文化遺産を鑑賞し、楽しみ、理解し、管理する機会を提供する
5. 博物館の資源は他の公的サービスや利益の機会を提供する
6. 所蔵品が由来する、もしくは博物館が奉仕する地域社会との密接な協力のもとに行う博物館の業務
7. 博物館は法律に従って事業を行う
8. 博物館は専門的に事業を行う

ICOM博物館倫理規定とは、①「専門職や博物館と職員の仕事の最低基準、②国際的な博物館共同体（コミュニティ）が受け入れている基本理念を反映、③ICOMに入会したメンバーは倫理規定の遵守を同意したとみなされる、④各国の博物館界が独自に倫理規定を制定することを期待する、というもの。

ICOMは自然史博物館の倫理規定、文化資産所蔵機関のチェックリストも定める。



ICOMの倫理規定のpdf 左：博物館倫理規定、中：文化資産所蔵機関のチェックリスト、右：自然史博物館の倫理規定
左: ICOM Code of Ethics, 中: Checklist on ethics of cultural property ownership, 右: ICOM Code of Ethics for Natural History Museums

4) 日本の倫理規定

日本国内では独自の博物館に関する倫理規定は長年なく、2012年になって日本博物館協会（2012）「博物館の原則・博物館関係者の行動規範」が示された。 [keiei2025_8-5.pdf](#) 下線はICOMの倫理規定の章見出しに見えない項目。 <https://icomjapan.org/wp/wp-content/uploads/2020/03/e8f3d72f8ea7f1b211b614b3925964fb.pdf> 713 KB

博物館の原則 財団法人 日本博物館協会 平成24（2012）年7月1日制定

博物館は、公益を目的とする機関として、次の原則に従い活動する。

1. 博物館は、学術と文化の継承・発展・創造と教育普及を通じ、人類と社会に貢献する。
2. 博物館は、人類共通の財産である資料及び資料にかかわる環境の多面的価値を尊重する。
3. 博物館は、設置目的や使命を達成するため、人的、物的、財源的な基盤を確保する。
4. 博物館は、使命に基づく方針と目標を定めて活動し、成果を評価し、改善を図る。
5. 博物館は、体系的にコレクションを形成し、良好な状態で次世代に引き継ぐ。
6. 博物館は、調査研究に裏付けられた活動によって、社会から信頼を得る。
7. 博物館は、展示や教育普及を通じ、新たな価値を創造する。
8. 博物館は、その活動の充実・発展のため、専門的力量的の向上に努める。
9. 博物館は、関連機関や地域と連携・協力して、総合的な力を高める。
10. 博物館は、関連する法規や規範、倫理を理解し、尊重する。

続いて「博物館関係者の行動規範」が記される。「博物館の原則」に対応した内容が10項目であり、「原則」の繰り返しの内容である。その後に、行動規範の各項目について、解説として参照文献や条文が述べられる。

内容は、博物館法の内容を取り入れ、この20年にわたる博物館運営の議論や2012年の法改正に向けた議論も反映している。日本博物館協会では「原則」と「行動規範」は、「学芸員をはじめとする関係者が共有すべき基本事項」とするが、どういう位置なのか、最低基準なのか目標かは不明である。なお、ICOMの博物館倫理規定は「世界中どこでも利用できる最低基準を提供するもの」である。

日本の現実では、倫理規定を振りかざして学芸員が自分の仕事内容を守っていくことはできそうにない。倫理規定は、正義である。アメリカ合衆国憲法も正義であり人の上にたつ。たとえ大統領といえども憲法に反する指示を出した場合、アメリカ国軍は憲法に照らして従わないという。原理原則を定めた文書より目の前の上司の発言が優先される状況では、倫理規定は実効性を持たず本来それを守り攻めの道具として使うはずの人からも軽視される。

倫理規定は理想である。仕事に悩んだときに立ち返る場所でもある。

5) UNESCOの博物館に関する勧告一覧（再掲）

1960年勧告

Recommendation concerning the Most Effective Means of Rendering Museums Accessible to Everyone
14 December 1960

<https://www.unesco.org/en/legal-affairs/recommendation-concerning-most-effective-means-rendering-museums-accessible-everyone>

日本語版「博物館をあらゆる人に開放する最も有効な方法に関する勧告」（文部省による仮訳）

<https://icomjapan.org/wp/wp-content/uploads/2020/03/UNESCOreport2015.pdf>

2015年勧告

Recommendation on the Protection and Promotion of Museums and Collections, their Diversity and their Role in Society Paris, 17 November 2015 pdfへのリンク <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000246331>

日本語版「ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告」（ICOM日本委員会訳） <https://icomjapan.org/wp/wp-content/uploads/2020/03/UNESCOreport2015.pdf>

ユネスコの勧告一覧（文部科学省日本ユネスコ国内委員会） <http://www.mext.go.jp/unesco/009/004.htm>

ICOM日本委員会の報告書リンクページ <https://icomjapan.org/report/>

文献：栗原裕司・林菜央ら（2019）ユネスコと博物館 栗原氏は国立科学博物館副館長、林氏は2015年勧告とりまとめ担当者

3. 現在の博物館法 [2023年4月1日施行] の要点

1) 改正のポイント

上位法に従来の社会教育法に加えて、文化芸術基本法が加わり、事業に文化観光の推進が加わる（文化観光推進法は博物館を「文化資源保存活用施設」という）。なお、施行 [しこう] とは法令に効力を発生させること

2) 参考資料

博物館法の一部を改正する法律の公布について（通知） [keiei2025_8-6.pdf](#)

https://www.bunka.go.jp/seisaku/bijutsukan_hakubutsukan/shinko/kankei_horei/pdf/93697301_04.pdf

共生する文化と観光—「文化観光推進法」の成立と取り巻く議論— | 文化遺産の世界

<https://www.isan-no-sekai.jp/report/7749> [keiei2025_8-7.pdf](#)